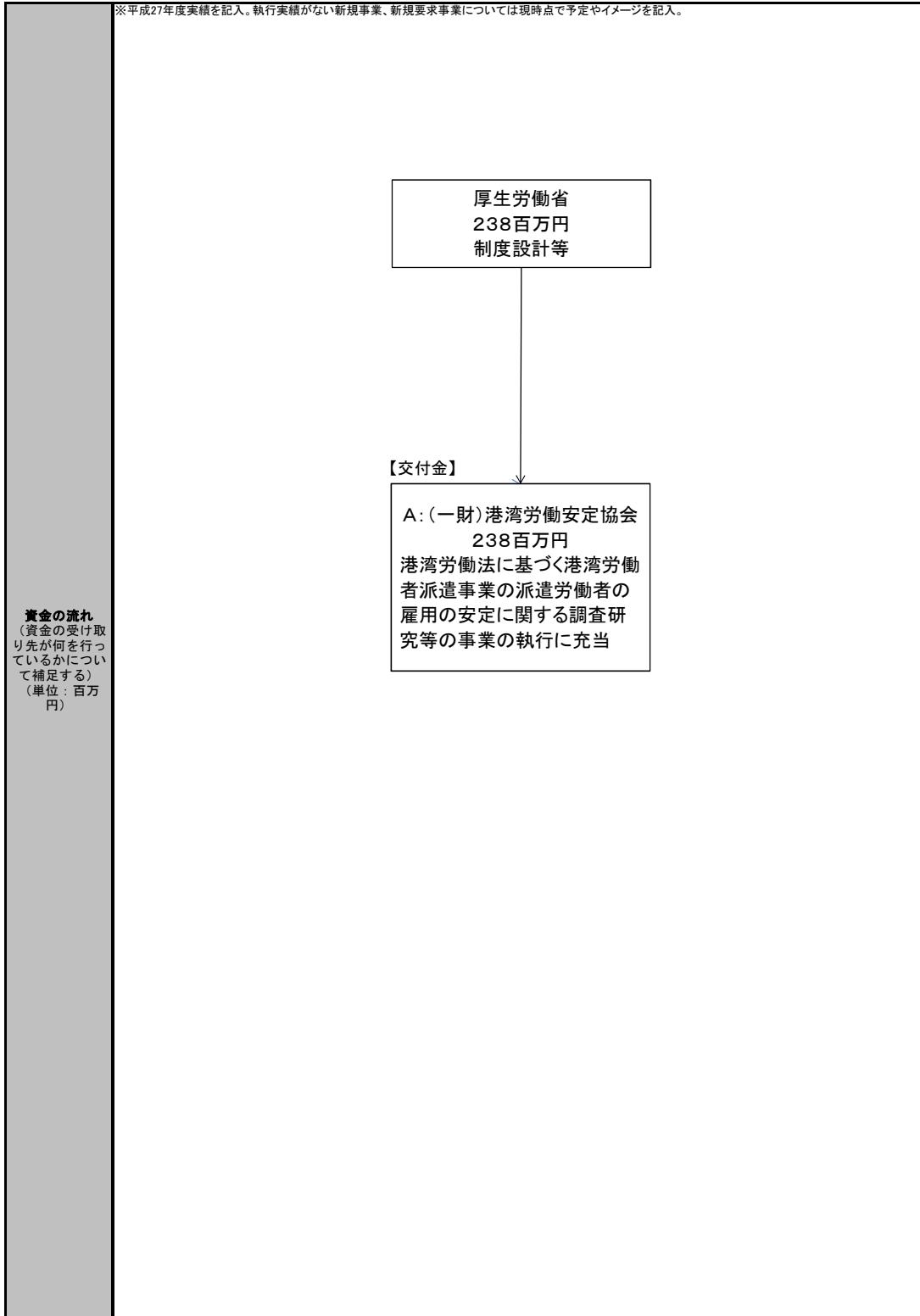


平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	港湾労働者派遣事業対策費			担当部局	職業安定局		作成責任者		
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	建設・港湾対策室		建設・港湾対策室長 谷 直樹		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	港湾労働法第30条第4号、第31条第1項及び雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等	港湾雇用安定等計画				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業(※備考参照)が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助)								
実施方法	補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の状況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		当初予算	228	228	238	238	238		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	228	228	238	238	238			
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 92%以上	雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合		成果実績 %	97.4	98.4	98.3	-	-
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立割合 83%以上	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立割合		成果実績 %	93.3	91.8	86.4	-	-
				目標値 %	80	83	83	-	83
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	港湾労働者派遣事業に係る派遣のあっせん申込み及び相談援助の件数	活動実績 人		28,183	28,081	29,007	-		
		当初見込み 人		25,246	26,926	27,757	28,424		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X:「港湾労働者派遣事業業務経費(百万円)」 Y:「派遣のあっせん申込数」 ※(派遣のあっせん申込み及び相談援助の件数)-(相談援助の件数)	単位当たりコスト 円/件		8,201	9,303	10,234	10,182		
		計算式 X / Y		186百万円 / 22,690件	201百万円 / 21,649件	225百万円 / 21,988件	225百万円 / 22,109件		
平成 28 年度 予 算 内 訳 (単 位: 百 万 円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	港湾労働者派遣事業等交付金	238	238						
	計	238	238						

事業所管部局による点検・改善													
	項目	評価	評価に関する説明										
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	港湾運送事業における波動性及び第三者による違法な介入等のおそれがあることから、国の指導監督の下、一定要件により、公正・中立かつ迅速に労働力の需給調整(港湾労働者派遣事業)を行ふ必要がある。										
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法令に基づき、国が実施すべきもの。										
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	船舶積卸量等の実績を鑑み国民経済上重要性が高い、港湾労働法の適用対象となる6大港において、港湾労働者派遣事業を適正に運営することにより、雇用の安定はもとより、貨物の安定的な輸送を実現できることから、優先度の高い事業となっている。										
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-											
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		港湾労働法第28条に定める指定法人への交付金であり、競争性は確保されていない。										
	競争性のない随意契約となったものはないか。												
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	法令に基づき指定法人に実施させるものとされているため、国が負担する必要がある。										
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業目的に照らし、必要経費を精査した上で、交付決定している。										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-											
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業目的に照らし、必要経費を精査した上で、交付決定している。										
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-											
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	節約努力によるコスト削減及び優先順位の比較的低い事業の廃止により、財政支出を削減している。										
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績については、港湾労働者及び事業主のニーズを把握し、効率的なあっせん業務に努めたことにより目標を達成しており、成果目標に見合ったものとなっている。										
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	○	業界の事情に精通し、事業実施に必要なノウハウを有している港湾労働法第28条に規定する指定法人に行わせることにより、高い実効性を確保している。										
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-											
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	整備されたシステム等の活用を通じて、派遣制度の管理を行っており、派遣あっせんによる派遣成立割合は86.4%である。										
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○											
関連事業	所管府省・部局名	事業番号	事業名										
	厚生労働省職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課建設・港湾対策室	510	港湾労働者就労確保支援事業費										
			港湾労働者就労確保支援事業は、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習を行う事業である。本事業は、港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等を行い港湾労働者派遣事業を適正に運営する事業であり、両事業は役割を異にしている。										
点検・改善結果	点検結果	成果実績においては、毎年度目標を達成しており効果的、効率的な事業が実施できているといえる。また、港湾労働安定協会を港湾労働法における指定法人として指定することについて、「厚生労働省 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書の中では、検証がなされたが、港湾労使による自主団体として発足した経緯と業務運営の港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全性の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である。とされている。											
	改善の方向性	本事業については成果実績や活動実績において事業の効果等の把握を行っており、目標は達成しているが、今後も港湾労働者派遣事業における派遣労働者及び事業主のニーズを的確に把握し、より一層効率的なあっせん業務に努める。また、予算については平成22年度予算において、業務を見直し、①節約努力によるコスト削減及び②優先順位の比較的低い事業の廃止により、財政支出を削減した。これ以上の削減は、港湾労働者の技能訓練等に支障を来たすことにより労働災害の多発を招き、港湾労働者の安全確保が担保されないとそれが生じると考える。											
外部有識者の所見													
点検対象外													
行政事業レビュー推進チームの所見													
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、港湾労働者派遣事業の適正な執行に努めること。												
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況													
現状通り													
備考													
港湾運送事業には貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴(港湾運送の波動性)があるため、個別企業の常用労働者のみにより荷役作業を処理するとには限界があるが、企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけではなく、その就労に際し、第三者が不当介入する弊害も生ずる恐れがある。このため、港湾労働法では、六大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門)において、一定の要件の下に、港湾運送事業主間で常用労働者の相互活用を可能とする港湾労働者派遣制度を設けている。これにより、港湾運送については、①原則として企業常用労働者を使用し、不足する場合には②港湾労働者派遣制度の派遣労働者を使用し、なお、不足する場合には、③安定所紹介による日雇労働者、④直接雇用の日雇労働者を使用するという雇用秩序が確立・維持されている。													
関連する過去のレビューシートの事業番号													
平成22年度	730	平成23年度	663	平成24年度	587	/							
平成25年度	500	平成26年度	500	平成27年度	512	/							

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かることに記載）	A.(一財)港湾労働安定協会			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	職員給与	159				
一般運営費	賃借料、保守料、通信運搬費等	66				
研修会等費	印刷製本費、講師謝金等	3				
その他	旅費、発送費等	10				
計		238	計			0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	(一財)港湾労働安定協会	2010405010401	港湾労働者の雇用の安定その他港湾労働者の福祉の増進を図る。	238	-	-	-	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

三